

## 「貸付債権信託受益権等の取引状況」の集計対象となる取引の範囲

### 集計対象となる取引

会員（証券会社）及び特別会員（登録金融機関業務に係る取扱いのみ）の本店、支店、その他の営業所において、当月中に取り扱った貸付債権信託受益権等の売買取引等の状況。

### 集計対象となる金融商品

金融商品取引法第2条第2項第1号に掲げる権利で金融機関等（銀行・信託会社・協同組織金融機関等）のいわゆる貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。）の受益権。

### 集計基準

各取引状況は約定日ベースにより集計。